豊明市職員定員適正化計画（改正版）

行政経営部　秘書広報課

平成２７年１２月

改正　平成３０年３月

豊明市職員定員適正化計画

平成２７年度に策定した定員適正化計画を平成３０年４月から３７年４月までの定員数を見直し策定。

H29.4

一般事務	２１７人
土木技師	１９人
建築技師	１１人
保健師・看護師	１９人
栄養士	２人
保育士	１１５人
消防士	７３人
技能労務職	３４人
計	***４９０人***

再任用短時間	３２人
非常勤一般職員（フルタイム換算）	３４１人

- 一般事務は、文化会館の指定管理分を本庁に配置、防災防犯対策・施設管理・債権管理の強化及び育児休業・育児時短勤務の取得促進をすることにより、２２１人体制。
- 土木・建築・電気技師は、アセット、施設管理を強化することにより、４０人体制。
- 保健師は、１９人体制。
- 保育士は、保育園等を民営化・民間委託・指定管理を行い、直営の保育園等は１０８人体制で実施。
- 消防本部は、消防の広域化に伴い30年４月に尾三消防本部へ移行。
- 調理員は、栄調理場を３１年度末、中央調理場を３５年度末に委託。

H37.4

一般事務	２２１人
土木技師	２５人
建築技師	１４人
電気技師	１人
保健師・看護師	１９人
栄養士	２人
保育士	１０８人
技能労務職	９人
計	***３９９人***

再任用短時間	２８人
非常勤一般職員（フルタイム換算）	２４７人

豊明市職員定員適正化計画

２７年４月から３７年４月を３分割し、各期末に再度定員数を見直し、計画の修正を行っていく。

○第１期（創造期）平成２７年度～平成２９年度　：　民間委託等を行い、人事体制を構築
○第２期（調整期）平成３０年度～平成３２年度　：　更なる民間委託等を行い、人事体制を構築
○第３期（完成期）平成３３年度～平成３６年度　：　調整期で作り上げた体制を維持

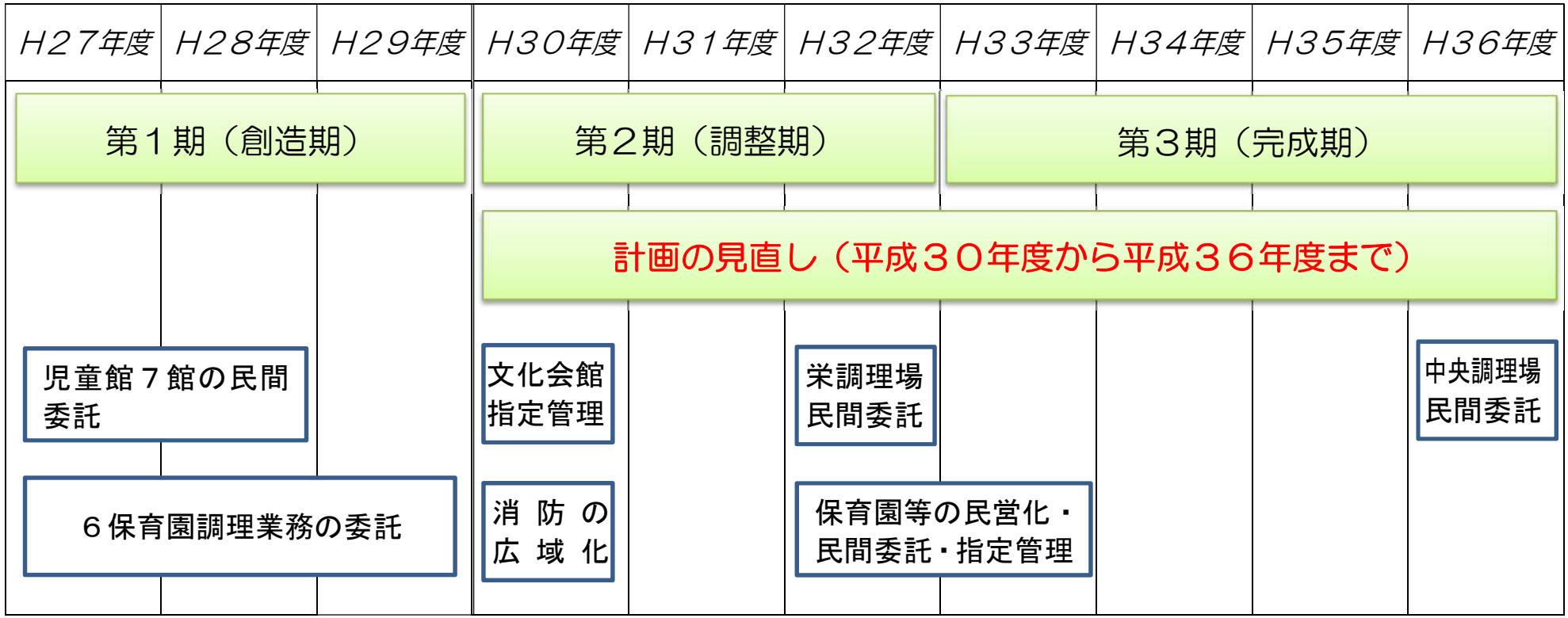

豊明市職員定員適正化計画

		第１期（創造期）				第２期（調整期）				第３期（完成期）		
区分	職種	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4	H34.4	H35.4	H36.4	H37.4
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
常勤一般職	一　般　事　務	207	210	217	222							221
	土　木　技　師	22	21	19	20							25
	建　築　技　師	11	10	11	11							14
	電　気　技　師	0	0	0	1							1
	保健師・看護師	18	19	19	18							19
	栄　養　士	2	2	2	2							2
	保　育　士	116	115	115	114							108
	消　防　士	69	74	73	0							0
	技能労務職	38	34	34	29							9
	計	483	485	490	417							399

豊明市職員定員適正化計画

一　般　事　務

・アセットマネジメント・防災防犯対策・施設管理・債権管理の強化のため、人員増員。

・育児休業・育児時短勤務の取得を促進し、職員を補完するための職員配置をする。

・一般職員は、キャリア採用と採用抑制・前倒しの採用を行い、年齢の平準化を図る。

・職員の子育て支援及び障害者の法定雇用率を満たすよう配慮する。

技　術　職

・土木技師・建築技師・電気技師を合わせて４０人体制とする。

・建築技師は、Ｈ２９．４に１１人で、Ｈ３７．４までに３人増員。

・土木技師は、Ｈ２９．４に１９人で、Ｈ３７．４までに６人増員。

・技術職は、キャリア採用を行い、年齢の平準化を図るとともに技術力を向上させる。

・再任用職員をできる限り、技術職の能力を活用できるように配置する。

豊明市職員定員適正化計画

保 健 師 ・ 看 護 師 ・ 栄 養 士

・保健師・看護師・栄養士は、現在の職員数を維持。

・保健師・看護師・栄養士職の配置については、専門職の能力を活用できるように配置する。

消　　防　　士

・消防力を強化するため、消防の広域化を行い、平成３０年４月に尾三消防本部体制とする。

豊明市職員定員適正化計画

保　　育　　士

・平成３２年４月から保育園等を民営化・民間委託・指定管理。

・上記委託等により、直営の保育園等に保育士を配置し、平成３０年度以降は年齢の平準化を図るため、採用抑制と前倒しの採用を組み合わせて、保育士と月額報酬非常勤保育士とバランスをとり運営する。

・直営の保育園等を維持するためには、保育士が９５人程度必要。育児休業職員を１３人程度見込む。

豊明市職員定員適正化計画

調　　理　　員

・平成３１年度末で栄調理場を民間委託する。

・平成３５年度末で中央調理場を民間委託し、調理員は、小中学校の用務員や保育園の調理員等に配置する。

その他技能労務職

・清掃事務所は、技能労務職員を維持する。